

# 改正犯収法における リスクベース・アプローチ

## リスク評価と「特定事業者作成書面」の 整備

PWCあらた有限責任監査法人

ディレクター

白井 真人



**金融機関のリスク判断により  
実施すべき対応は異なる**

従前より厳格な取引時確認が求められていた高リスク取引（イラン・北朝鮮関連等に加え、今次改正で外国PEPsを追加）に加え、改正犯収法ではいくつかの「リスクの高い取引」のカテゴリーが設けられた。具体的には「顧客管理を行ううえで、特別の注意を要する取引」と「犯罪収益移転危険度調査書」（以下、「調査書」）において注意を要するとされた国・地域との取引および「調査書を勘案してハイリスクと考える取引」が新設されている（図表）。これらのリスクの高い取引に

該当した場合に実施すべき対応として、それぞれ取引時確認の方法や、統括管理者による承認などが法令で定められており、こうした仕組みは、いわば「法令上定められたリスクベース・アプローチ」である。なお、これらのリスクの高い取引のうち、図表の①および③の前半部分

「調査書において注意を要するとされた国・地域」の基準は法令や調査書で示されるものであるのに対し、②および③の後半部分「調査書を勘案してハイリスクと考える取引」は、リスク（危険度）に対する当該金融機関の自らの考えによるものである。このように、当該金融機関のリスクに対する主観的な判断

によって、実施すべき対応が異なるリスクベースの考え方を導入したことは、犯収法の枠組みの大きな変更点といえよう。

前記のほかにも、金融機関自らのリスクの考え方に関する規定としては、体制整備に関する努力義務の一部として規則32条1項1号から3号に規定された「特定事業者作成書面等」（以下、「作成書面」）の整備および活用に関する部分がある。具体的には、特定事業者は「調査書」をふまえて自社が実施する取引について調査・分析を行い、当該調査・分析結果（リスクの程度を含む）を書面化し、それを見直し・更新しなくてはならない（同項1号）。また、自ら

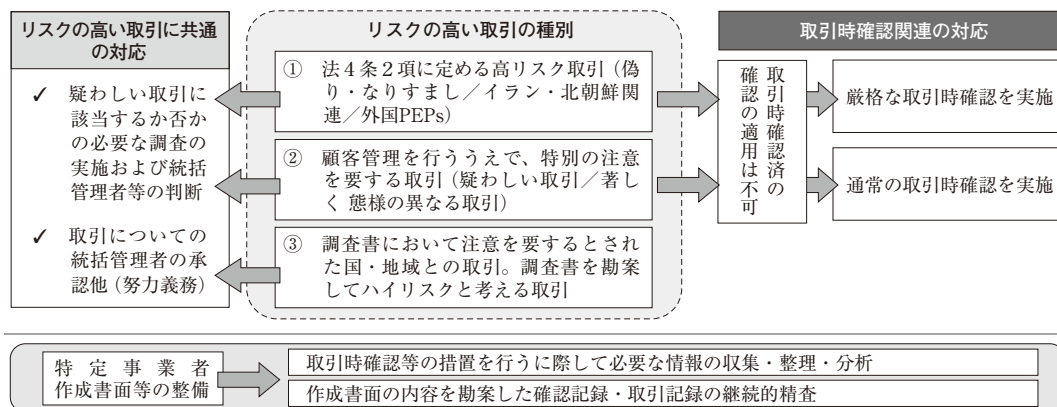
が整備した作成書面に基づいて、取引時確認等の措置（取引記録等の保存、疑わしい取引の届出など）を行う際に必要となる情報の収集および整理・分析を実施すること（同項2号）、さらには作成書面の内容を勘案し、確認記録および取引記録等を継続的に精査すること（同項3号）など、自らのリスク評価結果をふまえた対応を求めている。

### 共通の問題点がみられる 金融機関の作成書面案

以上の改正犯収法の規定を受けて、金融機関では「作成書面」の準備が進められているが、具体的にどのように分析を行うか、またその結果をどのように書面化するかについては、公的なガイドライン等は示されておらず、実務担当者は頭を悩ませているようである。筆者らがこれまで目にした金融機関の作成書面案の多くには、おおよそ共通した問題点があり、AML/CFT（反マネロン/テロ資金供与対策）に関する「リスク評価」として必ずしも十分とはいえないものが多いように思わ

〔図表〕

リスクの高い種別と必要な対応



れる。たとえば、多くの金融機関の作成書面は、国家公安委員会の作成した「調査書」で言及された危険度の高い取引(例・外国との取引、写真付きでない身分証明書を用いる顧客、等)を取り上げ、それぞれの項目について、自社における影響度・重要度を評価したものととなっている。本来AML/CFITの実務においては、こうしたリスク要素は、それ単体での高低を考慮するのみならず、組合せでも評価されるべきであるが、そうしたことが多くの作成書面では言及されていない。たとえば、同じ「外国との取引」や「非居住者」でも、相手方がリスクの高い国なのかそうでないのかによって判断はまったく異なるし、リスクに対するコントロールの状況を評

価する際にも、本来はこうした組み合わせたりリスクに対するコントロールも検討される必要がある。

また、調査書の危険度の高い取引等に対する分析に終始してしまい、「自社のリスク」に対する考察が不十分なものも多いように思われる。これらの問題点はすべて、「調査書」のスタイルを踏襲して「作成書面」を整備するというアプローチに起因するものであるが、本来、評価する主体も利用する目的も異なる以上は、国として実施するリスク評価(およびそれを書面化した「調査書」と、個別の金融機関が実施するそれは異なる)りうる。

**文書化が**

**自己目的化してはいけない**

それでは、本来あるべき「作成書面」および「リスク評価」とはどのようなものだろうか。まず「作成書面」については、前回紹介したFATF勧告をふまえれば、文書化の目的は当該金融機関のリスク評価の結果について、監督当局が検証可能な

状態に可視化しておくことにある。その観点では、当該金融機関のリスク評価の結果が明確に記載されているのであれば、文書の形式はどのようなものでも構わないはずだ(この点、金融機関では作成書面の文書化が自己目的化して、形式にこだわる傾向がみられる)。さらにいえば、前記の目的からすれば、必ずしも「作成書面」や「リスク評価書」のような、独立した文書を整備する必要もないかもしれない。たとえば、複数のリスク評価の手法を有する金融機関において、そうした手法あるいは評価結果が複数の社内文書として存在する場合には、それらを一体として当該金融機関の「作成書面」だと位置付けることも可能であろう。

「リスク評価」については、本来は「調査書」に記載されているような個別のリスクの要素に対する考え方に加えて、評価結果を実務として活用することを前提とした「リスク評価手法」が必要である。次回以降では、このようなリスク評価手法の例について解説したい。